

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

伊佐市長

市町村名 (市町村コード)	伊佐市 (462241)
地域名 (地域内農業集落名)	羽月地区 (園田、鳥巢上、鳥巢下、富士、松木原、大島北、大島南、山之口、麓町、上ノ馬場、上ノ馬場上、白木、並木、須原、萩谷、日ノ出、湯ノ谷、金波田、駅前、高津原、堂崎、竜石、下殿、大住、包ノ原、山神、富ヶ丘、豊原、羽山、勝負ヶ段)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月23日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の主な栽培作物は水稻であり、ゴボウ、大豆、サトイモ、ネギなども多く栽培されている。農業者の平均年齢は68歳と高齢化が進んでいる。金波田地区においては、当面は現在の農業者で農地を維持していくことができる。地区内は、整備された農地以外に宅地と山林の間の未整備農地が多数存在しているため、集積、集約が難しい状況になっている。このため多様な経営体により農地が維持されている状況にある。

【地域の基礎的データ】

農業者:242人(うち50歳以下22人)、団体経営体(法人・集落営農組織)9経営体

(2) 地域における農業の将来の在り方

中心経営体への集積・集約を進めるとともに、兼業農家などの多様な経営体についても支援する。平地でも有害鳥獣が見られるようになっているため、地域全体で農地周辺の保安全管理に取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	495 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	381 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地及びその周辺農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
多様な経営体を中心経営体へと発展させるため、経営体や所有者の意向を把握しながら農用地の集積、集約化に取り組んでいく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
認定農業者に加え、多様な経営体が営農を維持・拡大できるよう、積極的に農地中間管理機構の事業へ取り組んでいく。
(3)基盤整備事業への取組方針
多面的機能支払交付金事業を活用し、水路の保全管理など長寿命化のための補修や更新を計画的に行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
兼業農家や地区外の農家など、具体的な活動状況を把握し、必要に応じて規模拡大を支援するなど、多様な経営体の育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業公社への委託等により、農作業の省力化に努める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--